

新潟家庭裁判所委員会(第12回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成21年6月4日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

新潟日報記者1人、読売新聞記者1人

第2 議事

1 利用者アンケートの結果の概要及びその検討(意見交換)

(委員長)

利用者アンケート実施の時期、方法、結果の概要等を説明

(裁判所側出席者)

利用者アンケートで寄せられた声に対して家庭裁判所が検討した結果を説明

(委員長)

利用者アンケートについて、御意見、御質問はありませんか。

(法曹委員I)

調停委員の担当事件数が多いためか、次回期日まで随分と期間が空いてしまうことがあります。特定の調停委員に事件が集中しないよう配慮されているのでしょうか。

(裁判所側出席者)

裁判所では、各調停委員の担当事件数を把握しており、各調停委員への指定事件数に偏りが出ないように、順番に調停委員が指定されています。

(学識経験者委員F)

私の調停委員としての経験から言うと、次回期日は、当事者の意向や希望を聴いた上で決めています。都合で1か月に2回も仕事を休めない当事者もいますし、準備書面の作成等のため代理人弁護士が2、3か月先の期日を希望したケースもあります。次回期日を決める際は、いろいろな事情を考慮し、最良の日を選ぼうと努力しています。

(法曹委員I)

「指定時刻に調停を始めてほしい」とはどのような意味なのでしょう。

(学識経験者委員F)

遺産分割調停事件のように相手方が複数で、それぞれ利害が異なる事件では、別々に話をお聞きする必要がありますが、みなさん同じ時刻にお呼びしていますので、後から事情を聞かれる当事者にとっては、待たされたと感じられることもあると思います。でも、例えば、複数の相手方をそれぞれ15分刻みに時刻をずらしてお呼び出ししても、それぞれ15分きっかりの間に事情を聞くことは難しいと思われれます。

(学識経験者委員G)

調停委員が一方当事者から事情を聞く時間が長くなったような場合は、もう一方の当事者の待合室に赴いて、もう少しかかりますのでお待ちくださいと説明しています。

(委員長)

調停委員に対する研修の機会などを通じて、待たされることになる当事者に対しては事情を説明するように注意を喚起したいと思います。

(学識経験者委員E)

待合室については、他の来庁者と一緒の部屋に入りたくないという意見があったようですが、以前も話題になっていましたし、待合室を増やすこと等を考えてはどうでしょうか。

(裁判所側出席者)

待合室は申立人側と相手方側に分けていますが、それ以上に細分している庁はおそらくないと思います。

(学識経験者委員F)

待合室を増やすことはできないとしても、室内の衝立を増やすことはできませんか。

(委員長)

衝立を増やすことを含め、検討させていただきたいと思います。

(学識経験者委員E)

受付に行ったら、どの職員が対応してくれるか分からずに戸惑ったという意見が出ていますが、裁判所の職員が分かるようにジャンパーや胸章を着けることはできないのですか。

(裁判所側出席者)

執務室の受付にはカウンターがありますので、そこにいらした来庁者に対しては、こちらから積極的に声掛けを行うよう職員を指導しています。

(委員長)

職員であることが分かる表示については、できるかどうか考えてみたいと思います。

(法曹委員I)

利用者アンケートは、待合室にアンケート用紙や回収箱を設置するだけでなく、当事者に手渡しし、お願いするなどして、より多くの方々の意見を聴く方がよいのではないのでしょうか。

(学識経験者委員G)

待合室についてですが、弁護士等と打合せを行う際に利用できる部屋を設けることや、空室を利用するなどの工夫も考えられるのではないのでしょうか。

(委員長)

御意見を参考にさせていただきたいと思います。

2 利用者の立場に立った成年後見制度の運用等について（意見交換）

意見交換に先立ち、家事首席書記官が、成年後見制度の概要、手続の流れ、申立ての状況等、利用しやすくするための新潟家庭裁判所の取組例等を説明

(委員長)

ただ今の説明に関して、御質問はありませんか。

(学識経験者委員G)

交通事故等により若い方が被後見人となるケースはあるのでしょうか。

(裁判所側出席者)

若い方はほとんどなく、多くは高齢者かと思います。

(学識経験者委員B)

平成19年度における新潟県の市町村申立件数は15件ですが、数値的に見て他県に比べて低いということはありませんか。また、地域包括支援センターについての周知や一般の方々が同センターを認識しているかといった点について、裁判所の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

(裁判所側出席者)

一概には言えませんが、市町村申立ての件数は、他県と比べて少ないとは考えておりません。地域包括支援センターとの関係では、昨年、一昨年と協議会等を行っており、また、地区からの依頼を受け、裁判所から講師を派遣して説明を行っており、センターの職員の方たちにも制度の内容が浸透してきていますので、今後、申立件数も着実に増えていくと思っています。

(委員長)

利用しやすくするための裁判所の取組例について、どのような感想や印象をお持ちでしょうか。

(学識経験者委員E)

成年後見人の権限や被後見人等の資格制限にはどのようなものがあるのですか。

(法曹委員J)

パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」により説明

(法曹委員I)

裁判所では、親族が成年後見人に選任された場合、その方に対し、成年後見人の役割や職務内容を説明しているのですか。

(裁判所側出席者)

受付での受理審査の時に説明し、さらに、後見開始の時に、それぞれ書面等により職務内容や裁判所への報告の仕方等を説明しています。

(学識経験者委員E)

成年後見人に選任されても、数年経過するとその役割等を忘れてしまうので、説明会等を開催してはいかがでしょうか。

(学識経験者委員G)

成年後見人が日常生活の中で判断に迷うこと等を家庭裁判所に尋ねてくることはあるのでしょうか。

(裁判所側出席者)

後見人から問い合わせがあれば、書記官や家裁調査官がお答えすることになります。相談の数自体はそれほど多くないと思います。

(法曹委員J)

成年後見人の権限の範囲内の行為なのかどうか疑問なときや、建物の補修が必要な場合に、後見人が判断に迷って裁判所に尋ねてきて説明することがあります。疑問点があれば、その都度裁判所に遠慮なく問い合わせさせていただきたいと思っています。

(委員長)

成年後見制度が一般の方々に周知されているかどうかという点はいかがでしょうか。

(学識経験者委員C)

お年寄りが増えていきますし、日常生活の中で事件に巻き込まれる例も起きていますので、成年後見制度の利用を必要としている方々は、潜在的にも多いと思います。制度ができて10年になりますが、制度の名前は知っていても、具体的な内容について踏み込んだ情報をもう少しマスコミでも取り上げて、具体例や類型を示して説明すると、読者にとっては制度の理解に繋がると思います。家庭裁判所が持っている資料をマスコミが取り上げる場合の出し方や効果的な周知方法について、もう少し報道と裁判所との間で連携を図ることができればよいのではないかと思います。

(法曹委員J)

成年後見制度を題材にした本年5月の憲法週間行事では、新聞等を通じて

報道していただいたことで、定員を超える参加希望がありました。参加者からの質問も多く、制度に関するニーズがあると感じました。

(学識経験者委員E)

成年後見制度という名前は知っているが、使い方がわからないといった方も多いのではないのでしょうか。

(学識経験者委員F)

問題は、そのような問題を抱えた方々が、家庭裁判所に来てもらえるような道筋をいかにして作るかということと、成年後見制度に関するパンフレット等を必要としている方々が、それをどこで手に入れることができるかを知らないということではないのでしょうか。

(裁判所側出席者)

パンフレット等は市町村や地域包括支援センターにも送付し、成年後見制度の利用が必要な方への手続の説明に利用していただくようお願いしています。

(法曹委員J)

介護の問題を抱えている方は、最初にどちらへ相談に行くのでしょうか。

(学識経験者委員B)

市町村や地域包括支援センターだと思います。

(学識経験者委員C)

一般の人は、裁判所は紛争を最終的に解決するところだと考えていると思います。でも、成年後見制度のように日常的問題も裁判所は扱っているのですから、市町村が住民に誘導するような回路が必要だと思います。

(委員長)

制度を利用者である国民に知っていただくためには、裁判所ができることと、他の機関等に協力をお願いしなければならないことがあると思います。その中でも影響力が大きいのは、新聞やテレビ等の報道だと思われます。このような困ったことがあったら、どこそこにこのような書類等があるといったことも報道していただけると、一般の方々にも知っていただけるのではないのでしょうか。

(学識経験者委員C)

一般の方は、身の回りのことで最初に相談に行く場合、どこに相談に行くことが多いのでしょうか。

(学識経験者委員G)

まず、市町村に行く方が多いと思います。広報の問題ですが、家庭裁判所ができることとできないことがあると思います。裁判所の予算は国家予算の0.4パーセントと言われておりますから、裁判所が直接利用者である国民に働きかけることは、予算的にも無理があり、難しいのではないかと思います。重要なことは、家庭裁判所が発信した情報を、他の機関が県民一人一人に伝達できるような仕組みを構築することだと思います。

(委員長)

パンフレットやリーフレットについて、何か工夫すべき点などについて御意見はありませんか。

(学識経験者委員C)

例が盛り込まれていて、内容は良いと思います。

(委員長)

申立書や資料等について、より利用しやすくするための御意見はありませんか。

(法曹委員I)

申立書の書式は、市町村に置いてあるのでしょうか。

(裁判所側出席者)

市町村にも送付しています。市や包括支援センターと裁判所が連携を図ることで手続の申立てに繋がることが多いと思います。

(法曹委員I)

関係機関との連携を図るための協議を更に重ねる必要があるように思います。

3 調停制度の良さ、家事調停で取り扱う事件の種類を知ってもらうための方策について（意見交換）

意見交換に先立ち、事務局総務課長が、家庭裁判所が現在行っている調停等手続に関するPRの現状について、裁判所ウェブサイトのスクリーン投影及び

配布資料により説明

(委員長)

ただ今の説明に関して、御質問はありませんか。

(学識経験者委員D)

少年問題を通じて、家事や少年に関する相談を受けることがあるのですが、家庭裁判所では、心配事や身上面での相談を必要としている当事者からの相談にも応じていただけるものなののでしょうか。

(裁判所側出席者)

お話しを伺って、どのような手続があるかを案内することはできますが、相手方のあることなので、その方がどのようにしたらよいかをお伝えすることは、家庭裁判所の役割から考えて難しいと思います。家庭内や親族間の紛争を抱えている方であれば、家事調停という手続がありますので、一度申立てをして話し合いをしてはどうですか、というように、手軽な形で申立てができることを説明しています。そのような説明を受けて、申立てをするかどうかはその人が判断することになります。

(学識経験者委員D)

申立てをするかどうかについて決心がつかないで悩んでいる人もいるのですが。

(裁判所側出席者)

調停が利用しやすいものであることを理解していただければよいのではないのでしょうか。

(学識経験者委員D)

申立てはそれほど難しくないことを伝えても差し支えはないですか。

(裁判所側出席者)

はい。

(学識経験者委員F)

最近の夫婦関係調整事件の当事者には、カウンセリングのようなものを求める人が増えてきているように思います。そのような方に対しては、調停委員の方でも、その当事者の話をよく聴いた上で、解決の方法等を探すように心がけています。

4 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「子どもの監護をめぐる紛争における家庭裁判所の役割」及び「家庭裁判所と学校教育との関わり（非行少年についての家庭裁判所の関わり）」に決定

第3 次回期日

平成21年12月8日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	山 口 博
学識経験者委員	稲 田 裕 之
同	稲 荷 善 之
同	小 田 敏 三
同	金 子 孝 子
同	鶴 木 秀 司
同	中 島 信 子
同	南 方 暁
法曹委員	石 井 壯 治
同	土 屋 俊 幸
同	廣 田 泰 士

(2) 欠席者

学識経験者委員	白 杵 圭 一
同	川 室 優
同	外 山 迪 子
同	樋 口 悦 子

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	安 岡 美香子
首席家庭裁判所調査官	原 茂 敏
家事首席書記官	古 瀬 光 彰
少年首席書記官	金 子 いさを
事務局長	有 竹 茂 一
事務局次長	工 藤 敏 之
事務局会計課長	大 伴 正 弘